## 入札参加者 各位

### 町有地の売却について(案内)

町有地を一般競争入札によって売却いたしますので、入札参加に際しましては、下記事項及び公告文を熟読のうえ、入札されますようお願いいたします。

## 1. 対象物件

物件番号 R7-01

所 在 中魚沼郡津南町大字下船渡戊 560 番 2

登記地目 宅地

現況地目 宅地

登記面積 195.45 m²

予定価格 3,520,000 円

#### 2. 参加資格

次の項目のいずれかに該当するかたは、参加することができません。 参加資格のないかたの入札や、入札条件に違反した入札は無効とします。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の3第1項及び地方自治 法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に該当すると認めら れる者
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第7条の規定により指定された暴力団及びその構成員
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 22 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てがなされている法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようと する者
- (6) その他町長が不適当と認めた者

### 3. 参加申込

申込期間、提出場所及び方法等は次のとおりです。

- (1) 申込期間 令和7年11月5日(水)から令和7年11月14日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 申込場所 中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地 津南町役場庁舎 2 階 総務課企画財政班
- (3) 提出方法 持参又は郵送(11月14日(金)必着)
- (4) 提出書類 ①町有財産一般競争入札参加申込書(様式第2号)
  - ②誓約書(様式第3号)
  - ③利用計画書(様式第4号)
  - ④ 町税納税証明書
  - ⑤世帯全員の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本)

# 〈留意事項〉

- ・代理人による入札参加の場合には、必ず委任状(様式第6号)を添付してください。
- ・入札会場には、町有財産一般競争入札参加申込書の写し(受付印が押されたもの)を持参してください。
- 4. 対象物件下見会(要予約)

時:令和7年11月12日(水)午前9時00分から午後4時00分

会 場:現地

※ 事前に電話でご予約ください。また、入札に参加されるかたは必ず対象 物件下見会にご参加ください。契約後に疑義があっても町は一切の責任を 負いません。

#### 5. 入札方法

(1) 入札当日のながれ

入札会場:津南町役場庁舎3階 第2委員会室

【事前説明】 令和7年11月19日 午前9時50分から

【入札開始】 令和7年11月19日 午前10時00分から

入札当日に事前説明を行います。時間までに出席されないかたは、参加辞退とみなします。

入札にあたっては、入札書(様式第5号)に購入希望価格を記入していただ

き、最高価格の入札者を落札者とします。

また、本人が出席できない場合には、代理人が入札に参加できますが、本 人からの委任状が必要となります。

(2) 入札当日に持参するもの

入札書、印鑑、本人確認書類、委任状(代理人参加の場合のみ)

#### 6. 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### 7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の最高の価格の入札をもって落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札を行った者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

## 8. 契約の締結

- (1) 落札者に対しては、入札終了後、契約手続等の説明を行います。
- (2) 落札の決定の日から起算して7日以内(津南町の休日を定める条例(平成 16 年条例第2号)第1条に規定する町の休日を除く。)に所定の書式により売買契約を締結するものとします。
- (3) 契約時に契約保証金(売買契約金額の10パーセント以上)を町が発行する納入通知書兼領収書用紙により納入してください。

#### 9. 代金納入方法

契約締結後、納入通知書兼領収書用紙を発行しますので、町が指定する期日までに売買代金を完納してください。契約保証金を売買代金に充当しますので、 売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納入してください。

#### 10. 売却条件

- ・売却した土地の引き渡しについては、代金納入及び所有権移転登録手続き 終了後、現状渡しとなります。
- ・引き渡しに要する全ての費用は落札者の負担となります。
- ・所有権移転後に発生する公租公課等は落札者の負担となります。
- ・対象物件に隠れた瑕疵(土壌汚染及び地中構造物を含む。)があることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

お問い合わせ先

津南町役場総務課企画財政班

Tel: 025-765-3112